

令和3年度 事業計画（千葉支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>(1) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現金給付のサービススタンダード（10日間）の遵守 ○郵送申請の促進 ○お客様満足度調査等を踏まえたサービス向上の取組の推進 <p>■ K P I : ①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする</p> <p>(2) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業主、健康保険委員を通じた限度額適用制度に関する積極的な広報 ○医療機関等との申請書配置にかかる連携強化 <p>(3) 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○標準化した業務処理手順に基づく適正な審査 ○傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正な履行 ○不正申請が疑われる事案の重点審査と給付適正化プロジェクトチームによる対応 <p>(4) レセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レセプト内容点検効果向上計画に基づいた内容点検の推進 ○効率的な資格・外傷点検の実施 <p>■ K P I : ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p>

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- 多部位かつ頻回受診及び過剰受診（所謂「部位ころがし」）の加入者に対する文書照会の強化
- 柔道整復施術受診にかかる正確な知識の普及

■ K P I : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

(6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進

- 不正申請が疑われる事案の速やかな厚生局への情報提供

(7) 無資格受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化、積極的な債権回収業務の推進

- 未回収の保険証の文書催告、電話催告の着実な実施
- 保険証の適正使用の広報の実施
- 債権管理を徹底し、優先度に応じた対応の推進
- 保険者間調整の積極的な活用

■ K P I : ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

(8) 被扶養者資格の再確認の徹底

- 被扶養者資格確認業務の確実な実施

■ K P I : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.3%以上とする

(9) オンライン資格確認の円滑な実施

- オンライン資格確認の円滑な実施に向けた加入者へのマイナンバー登録の促進にかかる周知・広報を実施

	<p>(10) 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マニュアルや手順書に基づく業務の標準化・効率化・簡素化の推進 ○業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と生産性向上
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>(1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>上位目標：糖尿病による新規透析者の透析導入時の平均年齢を 55.7 歳から 60 歳以上に改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>◇被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：412,450 人）</p> <p>生活習慣病予防健診実施率 60.6%（実施見込者数：250,000 人）</p> <p>事業者健診データ取得率 6.5%（取得見込者数：26,830 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病予防健診実施機関の拡充 ○健診・保健指導カルテを使用した効果的・効率的な受診勧奨 ○事業者健診データの取得勧奨 ○初めて健診対象の年齢を迎える加入者への意識付け <p>◇被扶養者（実施対象者数：116,064 人）</p> <p>特定健康診査実施率 30.2%（実施見込者数：35,000 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協会けんぽ主催のオプションナル集団健診の実施 ○地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大 ○GIS（地理情報）等を活用した受診勧奨 <p>【健診実施率合計】</p> <p>被保険者＋被扶養者（実施対象者数：528,514 人）</p>

実施率 59.0%（実施見込者数：311,830人）

- K P I：①生活習慣病予防健診実施率を 60.6%以上とする
- ②事業者健診データ取得率を 6.5%以上とする
- ③被扶養者の特定健診実施率を 30.2%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

◇被保険者（特定保健指導対象者数：55,934人）

特定保健指導実施率 21.1%（実施見込者数：11,803人）

- 特定保健指導実施機関等の拡充
- 当日保健指導の実施機関の拡充
- ICT（情報通信技術）を活用した特定保健指導による利便性の向上

◇被扶養者（受診対象者数：2,984人）

特定保健指導実施率 9.4%（実施見込者数：281人）

- 集団方式での健診と特定保健指導のセットによる当日指導の実施
- 特定保健指導実施機関の拡充

【特定保健指導実施率合計】

被保険者＋被扶養者（実施対象者数：58,918人）

実施率 20.5%（実施見込者数：12,084人）

- K P I：①被保険者の特定保健指導の実施率を 21.1%以上とする
- ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 9.4%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

◇未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 3,437 人

○外部委託による二次勧奨の確実な実施

○医師会との連携による CKD（慢性腎臓病）疑い者への受診勧奨

◇糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

○千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに則った取組の実施

○健診実施機関及び腎臓専門医療機関との連携

■ K P I : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

○健康経営の普及促進及び健康な職場づくり宣言事業所の拡大

○健康な職場づくり宣言事業所に対する充実したフォローアップの実施

○関係団体等との連携強化

■ K P I : 健康宣言事業所数を 700 事業所以上とする

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

○健康保険制度や協会けんぽの取組内容について、各種広報媒体による分かりやすくタイムリーな情報を発信

○SNS 等を利用した新たな情報提供体制を構築

○健康保険委員の委嘱拡大に向けた取組の強化

■ K P I : 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 35.0%以上とする

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

○ジェネリックカルテ等により阻害要因を明確にし、医療機関や調剤薬局に対する働きかけを強化

	<p>○関係団体等との協力連携を強化し、統一感を持った広報を展開しオール千葉体制の取組を推進</p> <p>■ K P I : ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で 80.9%以上とする</p> <p>(4) インセンティブ制度の周知 ○インセンティブ制度の仕組みや意義の理解を深める周知広報を実施</p> <p>(5) 医療データの分析に基づく効果的な取組の推進、地域の医療提供体制への働きかけ ○医療費分析を行い、地域の課題を明らかにするとともに効果的な取組の企画・立案を図る ○地域における効率的かつ充実した医療提供体制の構築に向けて、各種会議において被用者保険の保険者の立場から意見を発信</p> <p>■ K P I : 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p>
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>(1) 0JT を中心とした人材育成 ○管理者のマネジメント力や職員の企画力の更なる向上による組織全体の生産性向上及び人材力の底上げ</p> <p>(2) コンプライアンス及びリスク管理の徹底 ○法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 ○個人情報保護や情報セキュリティの適切な管理 ○大規模自然災害発生時に備えた訓練の実施</p> <p>(3) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p>

○調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める

■ K P I : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について 20%以下とする